

早川町・身延町・南部町医療事務組合勤務条件に関する措置の要求に関する規則
(令和7年9月1日規則第3号)

勤務条件に関する措置の要求に関しては、身延町勤務条件に関する措置の要求に関する規則(平成16年身延町公平委員会規則第3号)の規定を準用する。

附 則

この規則は、令和7年9月1日から施行する。